

旅館業の手引き



令和8年9月

岐阜市保健所生活衛生課

目次

1 旅館業法について	2
1-1 旅館業とは	2
1-2 旅館業の種別	2
1-3 民泊について	3
2 開業までの手続き	4
2-1 開業までの流れ	4
2-2 事前相談	5
2-3 申請書の提出と必要書類	7
3 構造設備等の基準	8
(1) 旅館・ホテル営業の構造基準	8
(2) 簡易宿所営業の構造基準	10
※玄関帳場を設置しない場合の要件について	12
4 営業者の措置	13
5 宿泊者名簿について	15
6 営業開始後の保健所への届出等	16
7 申請・届出の記入例	
(1) 旅館営業許可申請書	18
(2) 旅館営業許可等申請事項変更届	27
(3-1) 旅館営業承継（譲渡）承認申請書	28
(3-2) 旅館営業承継（相続）承認申請書	32
(3-3) 旅館営業承継（合併）承認申請書	35
(3-4) 旅館営業承継（分割）承認申請書	37
(4) 旅館営業停止届	39
(5) 旅館営業廃止届	40
8 旅館業に関する主な関連機関連絡先	41

1 旅館業法について

1-1 旅館業とは

旅館業とは、施設を設け、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業をいいます。反復継続の意思を持ち、かつその行為が社会性を有して行われる場合、旅館業法が適用されます。

次の①～④全てに該当する場合、旅館業法の許可が必要となります。

① 宿泊料を受けること

※室料、電気・水道等の維持費等の名目であっても、事実上の宿泊料と考えます。

② 寝具を使用して施設を利用すること

※時間単位で利用する施設であっても、寝具を使用する場合は該当します。

③ 施設の管理・経営を総体的に見て、宿泊者のいる部屋を含め施設の衛生上の維持管理責任が営業者にあるものと社会通念上認められること

④ 宿泊者がその宿泊する部屋に生活の本拠を有さないこと

1-2 旅館業の種別

旅館業は次の種別に区分され、許可の条件は種別ごとに定められています。

◆旅館・ホテル営業

施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの

◆簡易宿所営業

宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業

(例：民宿、ユースホステル、ゲストハウス、カプセルホテル等)

◆下宿営業

施設を設け、一月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業

1-3 民泊について

「民泊」は法令上、明確な定義はありませんが、一般的には、住宅（戸建住宅やマンションなど共同住宅等）の全部又は一部を活用して、旅行者等に宿泊サービスを提供することを指します。



民泊営業を行うには、次の2通りの方法があります。

- ①旅館業法の営業許可を取得して行う方法
- ②住宅宿泊事業法（通称：民泊新法）の届出をして行う方法

それぞれの方法で、営業しようとする場合にかかる規制が異なります。
主な違いは下表のとおりです。

どのような施設・営業形態で事業を行うかによって、①、②どちらかを選択することになります。

旅館業（簡易宿所）と住宅宿泊事業の主な違い

	①旅館業（簡易宿所）	②住宅宿泊事業
所管省庁	厚労省	国交省、厚労省、観光庁
許認可	許可制	届出制
営業施設の用途地域	住居専用地域は営業不可	住居専用地域での営業可
宿泊日数の制限	制限なし	年間180日以内
最低床面積の確保	33 m ² （定員10人未満は3.3 m ² /人）	3.3 m ² /人
近隣住民とのトラブル防止措置	不要	必要
不在時の管理業者への委託義務	規定なし	規定あり
定期報告の必要性	なし	あり

その他、詳細な規制基準等については、所管の保健所にお問い合わせください。

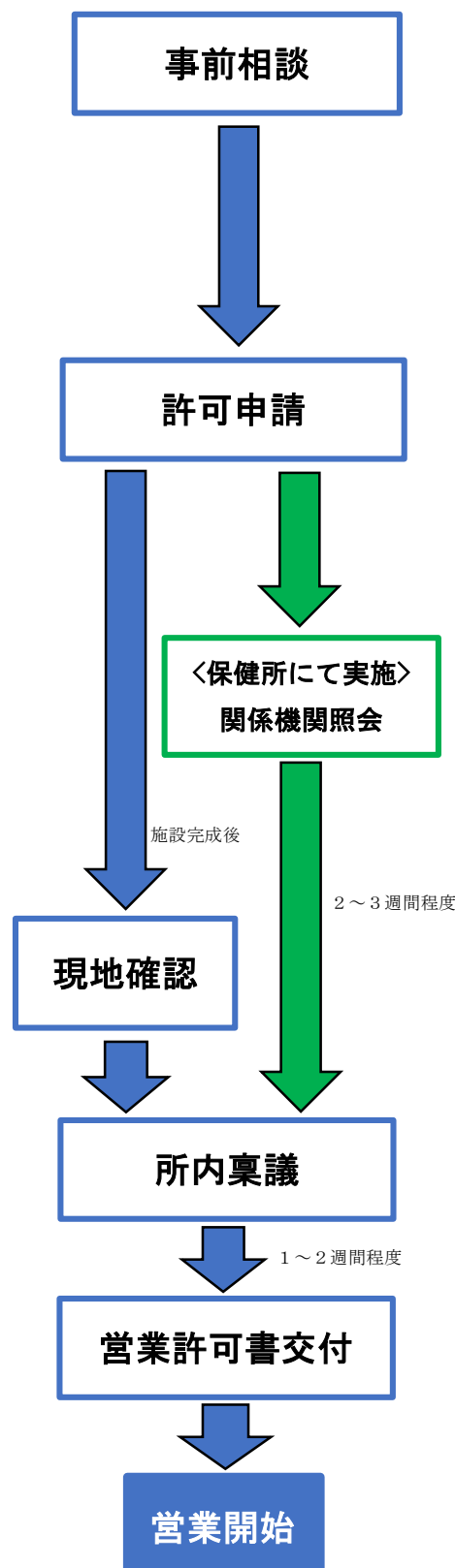
岐阜市内において民泊営業を行おうとする場合の申請・届出については、①で行う場合は岐阜市保健所生活衛生課に、②で行う場合は岐阜保健所にお問い合わせください。

（連絡先はP.41を参照）

2 申請・届出の手続き

2—1 開業までの流れ（新規申請）

旅館業を営もうとする場合、旅館業法に基づく許可が必要です。



●申請施設が構造基準に合致するかを、設計変更可能な段階で担当者に相談してください。（構造基準についてはP.8参照）

【必要書類】

☐ 施設の平面図

また、旅館業法以外の法令による規制についても、所管部署に確認していただく必要があります。（P.6参照）

●営業開始予定日の遅くとも1か月前までには必要書類を保健所に提出してください。

【必要書類】（P.7参照）

☐ 旅館営業許可申請書及び添付書類一式

☐ 申請手数料 22,000 円（非課税）※キャッシュレス決済可

○保健所から関係機関に、申請内容について照会を行います。

・教育機関等

（申請地が学校や児童福祉施設等の概ね 100m 以内にある場合）

・警察署

（業務を行う役員が暴力団排除の対象者に該当するか否かの確認）

●施設完成後、保健所職員が施設の現地確認を行います。

【確認事項】

☐ 施設の構造等が申請書どおりか

☐ 衛生が保たれるか

☐ （玄関帳場を設けない場合）宿泊者及び宿泊者以外の者の出入の状況を確認できるか

問題がなければ 1～2 週間後に旅館営業許可書が発行されます。保健所まで受け取りに来てください。

郵送による許可書の受け取りを希望される場合は、レターパック又は切手を貼った返信用封筒をご準備いただき、予め担当者にお渡しください。

2-2 事前相談（新規申請）

旅館業法では、旅館業は「旅館・ホテル営業」、「簡易宿所営業」等に分別され、それぞれ構造設備、衛生に必要な措置等について基準が定められております。

事前相談では、**申請予定の施設の計画平面図及び事業計画（客室の定員数や運用形態等）について確認**し、構造設備や衛生に必要な措置等が旅館業法に適合するかどうかを確認します。

構造設備の基準については P.8 を、営業者の措置については P.13 を参照してください。

なお、人的要因や設置場所についても規制があります。

○人的要件

申請者が、次のいずれかの項目に該当するときは、不許可となることがあります。

- (1) 心身の故障により旅館業を適正に行うものできない者として厚生労働省令で定めるもの（※1）。
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は旅館業法若しくは旅館業法に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者。
- (4) 旅館業法の許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号で規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者。
- (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人の役員である場合においては、その役員を含む。）が(1)～(5)のいずれかに該当するもの。
- (7) 法人であって、その業務を行う役員のうち(1)～(5)のいずれかに該当する者があるもの。
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者。

※1 「厚生労働省で定めるもの」

精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。

○申請施設の設置場所

許可申請施設（新設、名義変更、1/2以上の構造変更）の設置場所が、学校、児童福祉施設等から概ね100mの区域内にある場合、旅館業施設の設置によって清純な施設環境が著しく害されるおそれがないかどうかについて、保健所から当該施設を所管・監督する関係機関に対し、意見照会を行います。

環境が著しく害されるおそれがあると認められるときは、不許可となる場合があります。

関連法規等及び関連部署との調整

(1) 都市計画法

申請予定地の用途地域が、旅館業を行うことが可能な地区かどうか、岐阜市都市建設部都市計画課にご確認ください。

(2) 建築基準法

許可申請施設が建築基準法第6条第1項の規定による確認が必要となる施設であって新築のときは、同法第7条第5項に規定する検査済証の写しを許可申請書に添付していただきます。また、一戸建て住宅・共同住宅からホテル・旅館（簡易宿所を含む）へ用途変更する場合、用途変更する床面積の合計が200㎡を超えるものは用途変更に係る確認済証の写しを、200㎡以下の場合は建築基準関係規定に適合している旨の建築士による証明書の写しを添付していただきます。申請施設が建築基準法令に適合する施設かどうか、申請前にご確認ください。

(3) 消防法

申請施設が消防法令に適合することを示す消防法令適合通知書を許可申請書に添付していただきます。申請施設所在地を管轄する消防署に対し、消防法令適合通知書の交付申請を行ってください。

(4) 食品衛生法

宿泊客への食事の提供や自動販売機の設置など、飲食物を取り扱う場合は、食品衛生法の許可が必要となる場合がありますので、岐阜市保健所食品衛生課にご相談ください。

(5) 水道法

営業施設に飲用水を給水するために受水槽や高置水槽を設置する場合、その給水規模によっては届出が必要になる場合がありますので、岐阜市保健所生活衛生課にご相談ください。

(6) 水質汚濁防止法

申請施設から排出する汚水について、水質汚濁防止法の届出が必要となる場合がありますので、岐阜市環境部環境保全課にご相談ください。

(7) 下水道法

申請施設から排出する汚水を下水道に放流する場合、下水道法の届出が必要となる場合がありますので、岐阜市上下水道事業部水質管理課にご相談ください。

(8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

申請施設から排出される廃棄物の処理方法については、岐阜市環境部環境事業課及び産業廃棄物指導課に相談してください。

各関連部署の連絡先はP.41を参照してください。

2-3 申請書の提出と必要書類

許可申請には下記の書類が必要です。

申請様式は岐阜市公式ホームページからも取得できます。

(岐阜市公式HP＞申請書ダウンロード＞検索ワード「旅館業」で検索＞旅館業に関する届出様式(申請))

《申請書類》

●旅館営業許可申請書

●添付書類

- 1 (申請者が法人の場合) 定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(原本)
(登記事項証明書は3か月以内に作成されたもの。コピーを提出されたい場合は、原本照合を行いますので、原本とコピー両方をご持参ください。)
- 2 申請地を中心とした半径200メートルの地域内の見取図
(特に学校、児童福祉施設等の所在を明確に記入してください。)
- 3 営業施設の構造設備の仕様書及び関係図面
 - (1) 営業施設の構造仕様書
 - ・玄関帳場を設けない場合、「玄関帳場等を設置しない場合の概要書」を添付
 - (2) 建築物その他の工作物の配置図(縮尺、方位及び敷地境界線を明示したもの)
 - (3) 各階の平面図(縮尺、方位、間取り、客室の用途、ベッド等を明示したもの)
 - (4) 建物の立面図(建物に付帯する工作物を含む)
 - (5) 玄関帳場のある階の鳥かん図(玄関帳場を設けない場合は不要)
- 4 飲用水、洗面用水、浴槽水等に用いる水の種類及び水質の適性を示す書類
(使用水が水道水のみで、受水槽・高架水槽を経由しない場合は不要)
- 5 維持管理を必要とする主な設備の一覧を示した書類
- 6 その他市長が必要と認める書類
 - ・(建築基準法第6条第1項の規定による確認が必要であって新築の場合)
同法第7条第5項に規定する検査済証の写し
 - ・(既存の一戸建て住宅・共同住宅からホテル・旅館(簡易宿所を含む)へ用途変更する場合)
用途変更する床面積の合計が200㎡を超える場合は用途変更に係る確認済証の写し、
200㎡以下の場合は建築基準関係規定に適合している旨の建築士による証明書の写し
 - ・消防法令適合通知書の写し
 - ・業務を行う役員名簿

●申請手数料 22,000円(非課税)

記載方法はP.18の申請書記載例を参考にしてください。

※申請書の副本が必要な場合は、同じものを2部提出してください。1部に受付済印を押印し、返却します。

書類の記入にあっては黒のボールペンを使用し、容易に消せるペン等は使用しないでください。

3 構造設備等の基準

(1) 旅館・ホテル営業の構造基準

一般的事項	施設から概ね 100m 以内に学校、児童福祉施設等がある場合、当該施設から客室若しくは射幸心をそそるおそれのある遊技をさせるホールその他の施設の内部を見通せない設備を有すること	令 1-1-七
	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること	令 1-1-三
	善良の風俗が害されるような文書、図面その他の物件を営業の施設に掲示し、又は備え付けていないこと	令 3-一
	善良な風俗が害されるような広告物を掲示していないこと	令 3-二
	暖房又は冷房を行うときは適当な温度又は湿度を保ち、かつ、有毒ガスによる危害防止措置が可能であること	条 1 の 4-(3)
	建物の外観および建物に付帯する工作物は周囲の区域における善良な風俗を害することがないこと	条 2-1-(1)
玄関帳場等	宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として次の基準に適合する設備を有すること ・ 事故が発生したとき、緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること ・ 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入りの状況の確認を可能とする設備を備えていること ※玄関帳場等を設置しない場合の要件は P. 12 を参照	令 1-1-二 規 4 の 3
	玄関、ロビー、食堂及び調理室を有する場合は十分な広さを有すること	条 2-1-(2)
	玄関から容易に見え、かつ、宿泊者その他の利用者の全てが通過する場所に玄関帳場が設けられていること	細 4-2-(1)
	玄関帳場に囲い、カーテン等宿泊者との面接を妨げる設備が設けられていないこと	細 4-2-(2)
客室等	床面積は 7 m ² 以上であること（寝台を置く場合 9 m ² 以上） ・ 通常宿泊者が立ち入らない押入や床の間は床面積に含まない ・ 内法寸法で算出	令 1-1-一
	客室は、窓又はこれに代わる装置によって適切に換気、採光及び防湿を図ること	条 1 の 4-(1)
	客室の照明は、安全衛生上又は業務上必要な照度を有すること	条 1 の 4-(2)
	客室の宿泊定員は、有効床面積 3.3 m ² につき 1 人以下であること ・ 有効床面積：寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等に使用される部分の面積。浴室、トイレ、廊下、収納、通常宿泊者が立ち入らない部分を除く	条 1 の 4-(8)-ア
	客室の窓は十分な大きさを有し、かつ、直接外気に面すること	細 4-1-(1)-ア

	客室の扉には宿泊者等が自由に開閉することができなくなる装置が設けられていないこと	細 4-1-(1)-イ
浴室等	近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること	令 1-1-四
	宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること	令 1-1-五
	浴室及び洗面所の湯水は、正常なものを十分に供給できること	条 1 の 4-(6)
	共同用の入浴設備にあつては、適当な広さの脱衣室を有すること	細 4-1-(2)-ア
	浴槽に常時充分な量の新たな湯水を補給できない場合に、1 時間あたりのろ過能力が当該浴槽の容量以上である循環ろ過装置を設置すること	細 4-1-(2)-イ
	循環ろ過装置を設置した浴槽にはヘアキャッチャーを設置すること	細 4-1-(2)-ウ
	原水および原湯の浴槽への注入口は、浴槽水が逆流しない構造であること	細 4-1-(2)-エ
	屋外に浴槽を設ける場合は、屋外の浴槽水が屋内の浴槽水と混じらない構造であること	細 4-1-(2)-オ
	飲用に適していることが明らかな水以外の水を入浴用、飲用等に用いる場合は、必要に応じろ過器、消毒設備その他の浄化装置を設けていること	細 4-2-(3)
	適当な数の便所を有すること	令 1-1-六
便所	自家用と区分し、かつ手洗器を有する便所があること (施設の全部を一組の宿泊者に貸して営業する施設であつて、宿泊期間中に手洗器及び便所を宿泊者専用として使用できると認められる場合は適用しない)	細 4-2-(4)

令：旅館業法施行令 規：旅館業法施行規則 条：岐阜市旅館業法施行条例 細：岐阜市旅館業法施行細則

(2) 簡易宿所営業の構造基準

一般的事項	施設から概ね 100m以内に学校、児童福祉施設等がある場合、当該施設から客室若しくは射幸心をそそるおそれのある遊技をさせるホールその他の施設の内部を見通せない設備を有すること	令 1-1-七
	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること	令 1-1-三
	善良の風俗が害されるような文書、図面その他の物件を営業の施設に掲示し、又は備え付けていないこと	令 3-一
	善良な風俗が害されるような広告物を掲示していないこと	令 3-二
	暖房又は冷房を行うときは適当な温度又は湿度を保ち、かつ、有毒ガスによる危害防止措置が可能であること	条 1 の 4-(3)
	建物の外観および建物に付帯する工作物は周囲の区域における善良な風俗を害することがないこと	条 2-1-(1)
玄関帳場等	宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備として次の基準に適合する設備を有すること ・ 事故が発生したときその他緊急時における迅速な対応を可能とする設備を備えていること ・ 宿泊者名簿の正確な記載、宿泊者との間の客室の鍵の適切な受渡し及び宿泊者以外の出入の状況の確認を可能とする設備を備えていること ※玄関帳場等を設置しない場合の要件は P. 12 を参照	令 1-1-二 規 4 の 3
	玄関から容易に見え、かつ、宿泊者その他の利用者の全てが通過する場所に玄関帳場が設けられていること	細 4-2-(1)
	玄関帳場に囲い、カーテン等宿泊者との面接を妨げる設備が設けられていないこと	細 4-2-(2)
客室等	客室の延べ床面積は、33 m²以上（定員 10 人未満とする場合は、3.3 m²に定員の数を乗じた面積以上）であること ・ 通常宿泊者が立ち入らない押入や床の間は床面積に含まない ・ 内法寸法で算出	令 1-2-一
	階層式寝台を有する場合には、上段と下段の間隔はおおむね 1m以上であること	令 1-2-二
	客室は、窓又はこれに代わる装置によって適切に換気、採光及び防湿を図ること	条 1 の 4-(1)
	客室の照明は、安全衛生上又は業務上必要な照度を有すること	条 1 の 4-(2)
	客室の宿泊定員は、有効床面積 1.65 m²につき 1 人以下であること ・ 有効床面積：寝室その他の宿泊者の睡眠、休憩等に使用される部分の面積。浴室、トイレ、廊下、収納、通常宿泊者が立ち入らない部分を除く	条 1 の 4-(8)-イ
	客室の窓は十分な大きさを有し、かつ、直接外気に面すること	細 4-1-(1)-ア

	客室の扉には宿泊者等が自由に開閉することができなくなる装置が設けられていないこと	細 4-1-(1)-イ
浴室等	近接して公衆浴場がある等入浴に支障を来さないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること	令 1-2-四
	宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の洗面設備を有すること	令 1-2-五
	浴室及び洗面所の湯水は、正常なものを十分に供給できること	条 1 の 4-(6)
	共同用の入浴設備にあつては、適当な広さの脱衣室を有すること	細 4-1-(2)-ア
	浴槽に常時十分な量の新たな湯水を補給できない場合に、1 時間あたりのろ過能力が当該浴槽の容量以上である循環ろ過装置を設置すること	細 4-1-(2)-イ
	循環ろ過装置を設置した浴槽にはヘアキャッチャーを設置すること	細 4-1-(2)-ウ
	原水および原湯の浴槽への注入口は、浴槽水が逆流しない構造であること	細 4-1-(2)-エ
	屋外に浴槽を設ける場合は、屋外の浴槽水が屋内の浴槽水と混じらない構造であること	細 4-1-(2)-オ
	飲用に適していることが明らかな水以外の水を入浴用、飲用等に用いる場合は、必要に応じろ過器、消毒設備その他の浄化装置を設けていること	細 4-2-(3)
便所	適当な数の便所を有すること	令 1-2-六
	自家用と区分し、かつ手洗器を有する便所があること (施設の全部を一組の宿泊者に貸して営業する施設であつて、宿泊期間中に手洗器及び便所を宿泊者専用として使用できると認められる場合は適用しない) (宿泊者を 10 人未満とする施設について、需要を満たすことができる便所を有する場合は適用しない)	細 4-2-(4)

令：旅館業法施行令 規：旅館業法施行規則 条：岐阜市旅館業法施行条例 細：岐阜市旅館業法施行細則

※玄関帳場等を設置しない場合の要件について

玄関帳場等を設置しないことができる要件は、
次の（１）～（３）全てを満たし、宿泊者の安全や
利便性の確保ができることとしています。



- （１）事故が発生したとき、宿泊者専用区域（客室その他の大原宿泊者の利用に供する区域をいう。以下同じ）に無断侵入する者がいるときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、**概ね 10 分程度で職員等が旅館業の施設に到着できる体制**が確保されていること。
- （２）次の①又は②のいずれかの方法により**宿泊者の本人確認**や**宿泊者以外の出入りの状況の確認**を実施すること。
- ① 営業者自らが設置したビデオカメラ等を用いて、常時鮮明な画像により実施すること。
- ② 次の全ての要件に該当する ICT*を活用した方法により本人確認を実施するとともに、本人確認を受けた者に交付した鍵がなければ宿泊者専用区域に無断で出入りできないこととしつつ、宿泊者専用区域に入ろうとする者の出入りの状況について、当該者の顔を判別できる角度で、防犯のために営業者自らが設置したビデオカメラ等により鮮明な画像で録画して、宿泊者専用区域に無断侵入する者がいるときその他の必要なときに録画した画像の確認を実施すること。
- ア 営業者と宿泊しようとする者が氏名、住所、連絡先その他本人確認情報及び営業者の発行する二次元コードや暗証番号等の事前共有情報を事前に共有した上で、宿泊しようとする者本人が施設の自動チェックイン機器等に示した事前共有情報および本人確認情報と、営業者の保有する事前共有情報および本人確認情報を照合することができること。
- イ 営業者は上記照合の際、本人確認の状況について、宿泊しようとする者の顔を判別できる角度で、防犯のために営業者自らが設置したビデオカメラ等により鮮明な画像で録画し、必要時に確認できること。
- ウ 営業者は、宿泊しようとする者が自動チェックイン機器等の操作について問合せができるような設備や体制を確保すること。

（３）**鍵の受渡し**を適切に行うこと。

※ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）の略語です。

（例：宿泊客や宿泊者名簿の確認ができるテレビ電話やタブレット端末 等）

営業に当たっては、周辺地域の生活環境への悪影響を防ぐため、適正な運営及びご配慮をお願いします。

4 営業者の措置

旅館業の営業者は、営業施設について、以下のとおり換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければなりません。



換気・採光・照明・防湿・清潔	客室は、窓又はこれに代わる装置によって適切に換気、採光及び防湿を図ること	条 1 の 4-(1)
	客室の照明は、宿泊者の安全衛生上又は業務上必要な照度を有すること	条 1 の 4-(2)
	営業施設において暖房又は冷房を行うときは、適当な温度及び湿度を保ち、かつ、有毒ガス、病原菌等による危害を防止する措置をすること	条 1 の 4-(3)
	営業施設は、常に清潔に保ち、かつ、ねずみ及びこん虫の駆除に努めること	条 1 の 4-(4)
	寝具類は、常に清潔に保ち、敷布、えり布、まくらカバー及び寝衣は、客一人ごとに洗濯したものを使用すること	条 1 の 4-(5)
浴室の清掃消毒・水質管理	浴室の上がり用の湯水、浴槽水及びシャワー用の湯水並びに洗面所の湯水は、定期的に検査し、清浄なものを十分に供給すること	条 1 の 4-(6)
	浴槽水は、新たな湯水を補給すること又は循環ろ過をすることにより、常に清浄を保つこと	細 3 の 2-(1)-ア
	浴槽水は、毎日換水し、浴槽を清掃すること ただし、循環ろ過装置を使用している浴槽水は、1 週間に 1 回以上完全に換水し、浴槽を清掃し、及び消毒すること	細 3 の 2-(1)-イ
	循環ろ過装置を使用している浴槽水は、1 年に 1 回以上水質検査を実施し、維持管理が適正になされていることを確認すること	細 3 の 2-(1)-ウ
	飲用に適していることが明らかな水以外の水を飲用水に用いる場合は、1 年に 1 回以上水質検査を実施するほか、色、濁り、臭い及び味について異常のないことを毎日確認すること	細 3 の 2-(1)-エ
	浴槽に附属する設備は、定期的に点検、清掃、消毒その他必要な維持管理をすること	条 1 の 4-(7)
	循環ろ過装置は、1 週間に 1 回以上消毒すること	細 3 の 2-(2)
定員数	客室の宿泊の定員は、次の基準によること ア 旅館・ホテル営業の施設の客室にあつては、有効床面積 3.3 m ² につき 1 人 イ 簡易宿所営業の施設及び旅館業法施行令第 2 条に規定する施設の客室にあつては、有効床面積 1.65 m ² につき 1 人 ウ 下宿営業の施設の客室にあつては、有効床面積 4.5 m ² につき 1 人	条 1 の 4-(8)
記録の保存	旅館業の用に供されている施設及びその附帯設備の維持管理状況を記録し、実施した水質検査の結果と共に 3 年以上保存すること。	細 3 の 2-(3)

営業者は、宿泊しようとする者に対し、旅館業の施設における特定感染症※のまん延の防止に必要な限度において、特定感染症国内発生期間に限り、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める協力を求めることができる。

※特定感染症とは

感染症法に規定する一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症をいう。

【区分】

- (A) 特定感染症の症状を呈している者（有症状者）
- (B) 特定感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者（特定接触者）
- (C) 特定感染症の患者等（患者等）
- (D) その他の者

【協力の求めの内容】

協力の求めの内容※	協力の求めの対象者（区分）		
	(A) 有症状者 (B) 特定接触者	(C) 患者等	(D) その他の者
①医師の診断の結果等	○	—	—
②客室等での待機	○	○	—
③健康状態等の確認	○	○	○
④指針で定めるもの	○	○	○

法４の２、５の２
(法２-６)

規５の２、５の３、
５の４、５の５

※協力の求めの内容の詳細

- ①医師の診断の結果、又は症状を呈している場合は、当該症状が特定感染症以外によるものであることの根拠となる事項を営業者に報告させること。
- ②当該旅館業の施設においてみだりに客室その他の当該営業者の指定する場所から出ないことを求めること。
- ③以下の事項の求めに応じるよう求めること。

対象者（区分）	確認できる事項
(A) 有症状者 (B) 特定接触者 (C) 患者等	・ 体温その他の健康状態 ・ 直近で滞在した国、地域（外国に限る） ・ 特定感染症の患者や媒介動物との接触歴 ・ (A) にあつては(B) に該当するかどうか
(D) その他の者	・ 体温その他の健康状態 ・ (B) に該当するかどうか

- ④場合に応じた咳エチケット、手指消毒、手洗い、食事・入浴の場面で大声を抑えること等を求めること。具体的には、発生した特定感染症に応じて指針で定められることとなります。

宿泊の拒否	●宿泊を拒むことができる事由 ・宿泊しようとする者が特定感染症の患者等であるとき ・宿泊しようとする者が賭博、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき ・宿泊しようとする者が、営業者に対し、その実態に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求を繰り返したとき ・宿泊施設に余裕がないとき ・宿泊しようとする者が泥酔者であって、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき ※営業者は旅館業の公共性を踏まえ、また、かつ、宿泊しようとする者の状況に配慮して、みだりに宿泊を拒むことがないようにするとともに、宿泊を拒む場合には、上記のいずれかに該当するかどうかを客観的な事実に基づいて判断し、及び宿泊しようとする者からの求めに応じてその理由を丁寧に説明するようにすること。	法 5-1, 5-2 条 1 の 5
従業者研修	営業者は、施設において特定感染症のまん延の防止に必要な対策を適切に講じ、及び高齢者、障害者その他の特に配慮を要する宿泊者に対してその特性に応じた適切な宿泊に関するサービスを提供するため、その従業者に対して必要な研修の機会を与えるよう努めなければならない。	法 3 の 5-2

法：旅館業法 規：旅館業法施行規則 条：岐阜市旅館業法施行条例 細：岐阜市旅館業法施行細則

5 宿泊者名簿について

営業者は、旅館業の施設又は営業者の事務所に宿泊者名簿を備え、下記の事項を記載し、都道府県知事（岐阜市内の場合は岐阜市長）の要求があったときは、これを提出しなければなりません。

また、宿泊者は、営業者から請求があったときは、下記の事項を告げなければならないとされています。



《宿泊者名簿記載事項》

- ①氏名
- ②住所
- ③連絡先
- ④（国内に住所を有しない外国人の場合）国籍及びパスポート番号

作成した宿泊者名簿は、作成された日から **3年間保存**することとされています。

6 営業開始後の保健所への届出等

	変更事項等	提出書類	
変更	☐ 営業施設の名称変更 ☐ 営業者の改姓、改名 ☐ 営業者の住所変更 ☐ 管理者の変更	☐ 旅館営業許可等申請事項変更届 (様式第8号)	変更後 10日以内
	☐ 法人代表者の変更 ☐ 法人の定款の変更	☐ 旅館営業許可等申請事項変更届 (様式第8号) ☐ 登記事項証明書(3月以内に作成されたもの)※コピーを提出されたい場合、原本照合を行うため、届出時に原本も持参してください。	
	☐ 構造設備の変更 ☐ 客室数・定員数・床面積等の変更	☐ 旅館営業許可等申請事項変更届 (様式第8号) ☐ 変更後の図面、構造仕様書	
大規模変更	☐ 営業施設を大規模に変更・改装するとき (営業の同一性が失われる規模)	☐ 旅館営業許可申請書(様式第1号) ※営業の同一性が失われる規模の改装を行う場合、新規施設として許可取り直しが必要です。 ☐ 申請手数料 22,000 円(非課税) ☐ (許可後)旧許可の旅館営業廃止届	営業再開 30日前
承継 (譲渡)	☐ 現営業者が新営業者へ営業者の地位を譲渡したいとき	☐ 旅館営業承継(譲渡)承認申請書(様式第2号の2) ☐ 営業の譲渡が行われたことを証する書類(任意様式) ☐ (譲受人が法人の場合)譲受人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書 ☐ 付近見取図(営業施設を中心とした半径200mの地域内見取図) (当初の申請から変更がない場合省略可) ☐ 業務を行う役員名簿(譲受人) ☐ 申請手数料 7,800 円(非課税)	承継しようとするとき (事前)

承継（相続）	☐ 前営業者が死亡し、営業者の地位を相続したいとき ※については 1 本人の死亡年月日、2 相続権のあるすべての方の存在、3 相続権のある方の現在の姓の証明が必要です。戸籍全部（謄本）、原戸籍全部（謄本）などが必要な場合もあるため、岐阜市役所市民課で営業相続に用いる旨を伝え、必要書類を確認して請求して下さい	☐ 旅館営業承継（相続）承認申請書（様式第 5 号） ☐ 戸籍謄本（原本）又は法定相続人情報一覧図の写し※（原本） ☐ 相続人全員の相続同意書（様式第 6 号） ☐ 付近見取図（営業施設を中心とした半径 200m の地域内見取図（当初の申請時から変更がないときは省略可）） ☐ 業務を行う役員名簿 ☐ 申請手数料 7,800 円（非課税）	被相続人の死亡後 60 日以内
承継（法人合併）	☐ 営業者（法人）が合併によって営業者の地位を承継したいとき	☐ 旅館営業承継（合併）届出書（様式第 3 号） ☐ 合併後存続する法人又は合併により新設された法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書 ☐ 営業施設を中心とした半径 200m の地域内見取図（当初の申請時から変更がないときは省略可） ☐ 合併契約書の写し又は合併計画書 ☐ 業務を行う役員名簿（合併後の法人） ☐ 申請手数料 7,800 円（非課税）	承継しようとするとき（事前）
承継（法人分割）	☐ 営業者（法人）が分割によって営業者の地位を承継したいとき	☐ 旅館営業承継（分割）届出書（様式第 3 号の 2） ☐ 分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書 ☐ 営業施設を中心とした半径 200m の地域内見取図（当初の申請時から変更がないときは省略可） ☐ 分割契約書の写し又は分割計画書 ☐ 業務を行う役員名簿（分割後の法人） ☐ 申請手数料 7,800 円（非課税）	承継しようとするとき（事前）
停止（廃止）届	☐ 旅館営業の全部又は一部を停止したとき	☐ 旅館営業停止届（様式第 9 号）	事後 10 日以内
	☐ 旅館営業を廃止したとき	☐ 旅館営業廃止届（様式第 10 号） ☐ 営業許可書	
証明書発行	☐ 証明書が必要なとき	☐ 証明手数料 300 円（非課税） ・証明願は来所時に渡します	必要時

申請手数料及び証明手数料はキャッシュレス決済可能です。

7 申請・届出の記入例 (1) 旅館営業許可申請書

様式第1号(第2条関係)

●年 ●月 ●日

(あて先)岐阜市保健所長

氏名及び住所（法人の場合は、名称及び
代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

株式会社岐阜市保健所

代表取締役 岐阜 太郎

岐阜市都通2丁目19番地

TEL ●●●●-●●●●-●●●●

(年 月 日生)

旅館営業許可申請書

旅館業法（以下「法」という。）第3条第1項の規定により営業許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

営業施設の名称	岐阜市保健所ホテル		
営業施設の所在地	岐阜市都通2丁目19番地		
営業施設の種別	旅館・ホテル営業		
構造設備	別添のとおり		
法第3条第2項 該当の有無	無		
従業員数	●人	営業開始予定日	●年●月●日
法第3条第3項に 該当する施設とその 距離	○○公園 ●● m		
管理者	住所	岐阜市都通2丁目19番地	
	氏名	岐阜 次郎	

- ・学校、幼保連携認定こども園
 - ・児童福祉施設
 - ・図書館、博物館
 - ・公民館、青少年会館、体育館
 - ・都市公園
- 等の施設が周囲100m以内にある場合は記入

省令第5条第1項 該 当 の 有 無	無
参考事項	

添付書類

- 1 申請者が法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書。ただし、登記事項証明書は、3月以内に作成されたものとする。
- 2 申請地を中心とした半径200メートルの地域内の見取図（特に学校、児童福祉施設等の所在を明確に記入すること。）
- 3 営業施設の構造設備の仕様書及び関係図面
 - (1) 営業施設の構造仕様書
 - (2) 建築物その他の工作物の配置図（縮尺、方位及び敷地の境界線を明示したもの）
 - (3) 各階の平面図（縮尺、方位、間取り、各室の用途、ベッド等を明示したもの）
 - (4) 建物の立面図（建物に付帯する工作物を含む）
 - (5) 玄関帳場のある階の鳥かん図
- 4 飲用水、洗面用水、浴槽水等に用いる水の種別及び水質の適性を示す書類
- 5 維持管理を必要とする主な設備の一覧を示した書類
- 6 その他市長が必要と認める書類

パース又は写真を添付
(玄関帳場を設置しない場合は省略可)

水質検査結果書の写しを添付
(水道水直圧による給水のみの場合は省略可)

- ・（建築基準法第6条第1項の確認が必要となる場合で新築の場合）同法第7条第5項の検査済証の写し
- ・（既存の一戸建て住宅・共同住宅からホテル・旅館（簡易宿所を含む）へ用途変更する場合）
用途変更する床面積の合計が200㎡を超える場合は用途変更に係る確認済証の写し、200㎡以下の場合は建築基準関係規定に適合している旨の建築士による証明書の写し
- ・消防法令適合通知書の写し
- ・業務を行う役員名簿

添付書類 3 (1) 構造仕様書

様式第 1 号 (第 2 関係)

構造仕様書

施 設		仕 様 内 容						
施 設	敷 地	●●●.● m ²						
	建 物	鉄筋コンクリート 造 ・ 3 階建 延 ●●●.● m ²						
フ ロ ン ト		対面フロント ●.● m ² ・ ロビー ●●.● m ² (※玄関帳場等を設置しない場合は別紙 1 を添付のこと)						
客 室	窓	※各客室の有効床面積及び窓面積の一覧は下記						
	換 気	自然換気 機械換気 (併用)						
	採光照明設備	LED ●個						
寝具の保管場所		1 階 0 ヶ所 ・ 2 階 1 ヶ所 ・ 3 階 1 ヶ所 計 2 ヶ所						
洗 面 所		1 階 0 ヶ所 ・ 2 階 4 ヶ所 ・ 3 階 4 ヶ所 計 8 ヶ所						
客用トイレ	様式	(下水道) ・ 浄化槽 ・ その他 ()						
	数	1 階 1 ヶ所 ・ 2 階 4 ヶ所 ・ 3 階 4 ヶ所 計 9 ヶ所						
貯 湯 槽		(有) ・ 無 有の場合設定温度 6 5 ℃						
共 同 用 浴 室	数	2 ヶ所 男 1 階 ・ 女 1 階						
	湯 気 抜 き	自然 (機械) 併用						
	浴槽水消毒方法	次亜塩素酸ナトリウム自動注入装置●●●						
	換 水 頻 度	毎日 (その他) (1 回 / 週)						
	ろ 過 機 等	ろ材の種類	能力	設置数	滅菌器	集毛器		
		ろ過砂	●● L / L /	1 基 基	1 基 基	●A スレーナ		
	打 た せ 湯	0 ヶ所	シャワー設	男女各 5 ヶ所				
気泡発生装置	2 基	サウナ室等	(有) ・ 無					
使 用 水		飲用 (上水道) ・ 井戸水 ・ 浴用 上水道 (井戸水) ・ 温泉水 井戸水 (トイレから水源までの距離 ● m)						
客 室	2 階	室名	床面積	有効床面積	窓面積	定員数	客室数	浴槽の有無
		201, 202, 203	●●.● m ²	●●.● m ²	●.●	各 2 人	3 室	有
		2 0 5	〇〇.〇 m ²	〇〇.〇 m ²	〇.〇	4 人	1 室	有
	3 階	301, 302, 303	●●.● m ²	●●.● m ²	●.●	各 2 人	3 室	有
		3 0 5	〇〇.〇 m ²	〇〇.〇 m ²	〇.〇	4 人	1 室	有
計	8 室		定員 2 0 名					

※上記に記入できない詳細については別添のとおり

(例 1 : ビデオカメラを用いた宿泊者本人確認・宿泊者以外の出入りの状況の常時監視)

別紙 1

玄関帳場等を設置しない場合の概要書

旅館業法第 3 条第 1 項の規定により、旅館業の営業許可を申請するにあたり、玄関帳場等を設置しない代わりに下記のとおり対応することとします。

宿泊者の出入り状況の確認方法	(例 玄関にビデオカメラ設置、ビデオカメラの映像を確認するモニター設備を従業員が待機する〇〇町〇〇番地に設置)
宿泊者名簿の記載方法	(例 宿泊客は従業員が待機する〇〇町〇〇番地に行き、従業員と面接のうえ、宿泊者名簿に必要事項を記載する。)
宿泊者への鍵の引渡し方法	(例 従業員は〇〇町〇〇番地で宿泊者名簿を作成してから宿泊者に鍵を渡し、営業施設まで同行する。)
宿泊者以外の外部への対応	(例 管理者の連絡先電話番号を建物外側に明記している。)
緊急時の客から管理者への連絡方法	(例 営業施設に電話を設置し、短縮ダイヤルで従業員に連絡が取れるようになっている。)
従業員等の緊急対応方法	(例 従業員は営業施設から 100 メートル離れた〇〇町〇〇番地に常時待機しており、緊急時には 10 分以内に駆けつける。)
緊急対応等を行う従業員氏名および連絡先	氏名 金華 登 待機場所住所 岐阜市〇〇町〇〇番地 連絡先 (電話番号) ●●●-●●●-●●●●
宿泊者の安全確保方法	(例 宿泊者の安全確保マニュアルを整備済みであり、また、営業施設内には消防署その他の連絡先を掲示済みである。)

●●年 ●月 ●日

岐阜市保健所長 様

申請者 住 所 岐阜市都通 2 丁目 1 9 番地
氏 名 株式会社岐阜市保健所
代表取締役 岐阜 太郎

玄関帳場等を設置しない場合の概要書

旅館業法第3条第1項の規定により、旅館業の営業許可を申請するにあたり、玄関帳場等を設置しない代わりに下記のとおり対応することとします。

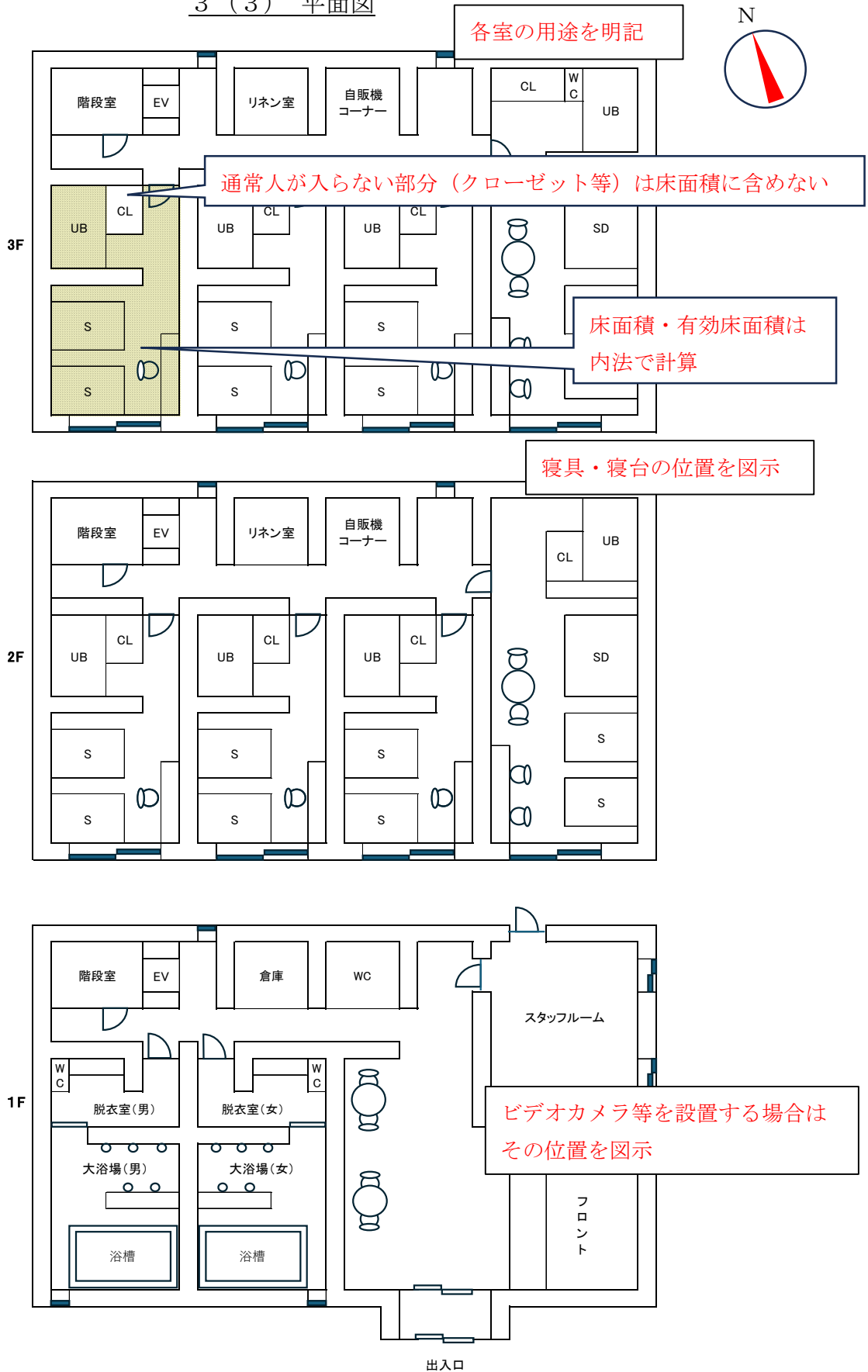
宿泊者の出入り状況の確認方法	(例 玄関に出入りする人の顔を判別できる角度でビデオカメラを設置し、出入の状況を録画し、必要なときに確認する。)
宿泊者名簿の記載方法	(例 インターネット事前予約時に共有した本人確認情報及び二次元コードを自動チェックイン端末により照合し、端末にて宿泊者名簿記載事項を登録する。照合時は宿泊者の顔が見える角度で録画を行う。外国人は当該端末にてパスポートのスキャンも行う。)
宿泊者への鍵の引渡し方法	(例 チェックイン完了後、宿泊者に客室の開錠コードを通知する。)
宿泊者以外の外部への対応	(例 管理者の連絡先電話番号を建物外側に明記している。)
緊急時の客から管理者への連絡方法	(例 自動チェックイン端末の操作その他の問合せができるよう、事前予約時、宿泊者に問合せ先を通知する。また営業施設内に電話を設置し、短縮ダイヤルで従業員に連絡を取ることができる。)
従業員等の緊急対応方法	(例 緊急時の対応を(株)●●●●に委託。同社は〇〇町〇〇番地(営業施設から〇〇m)にて常時待機しており、緊急時には同社の職員が10分以内に駆けつける。)
緊急対応等を行う従業員氏名および連絡先	氏名 (株)●●●●支店 待機場所住所 岐阜市〇〇町〇〇番地 連絡先(電話番号) ●●●●-●●●●-●●●●●●
宿泊者の安全確保方法	(例 宿泊者の安全確保マニュアルを整備済みであり、また、営業施設内には消防署その他の連絡先を掲示済みである。)

●●年 ●月 ●日

岐阜市保健所長 様

申請者 岐阜市都通2丁目19番地
氏 名 株式会社岐阜市保健所
代表取締役 岐阜 太郎

3 (3) 平面図



5 維持管理を必要とする主な設備の一覧を示した書類

主な維持管理を必要とする設備の一覧を示した書類

系 統	設 備	設置数		系 統	設 備	設置数		系 統	設 備	設置数
浴 用	水源	1 基	飲 用	水源	基	空 調 用			冷却塔	基
	貯水槽	1 槽		ろ過槽	槽				外気 取入口	口
	貯湯槽	1 槽		滅菌器	器				空気清 浄装置	基
	浴槽	1 0 槽		受水槽	1 槽				冷却加 熱装置	3 基
	エアロゾル 発生装置	0 機		ポンプ	1 基				加湿減 湿装置	基
	ヘアキャッ チャー	2 槽							ダクト	
	ポンプ	2 機								
	加熱器	2 機								
	ろ過槽	1 槽								
	滅菌器	1 機								

6 その他市長が必要と認める書類：業務を行う役員名簿

業務を行う役員名簿					
フリガナ 氏名	生年月日	性別	住所	法人名	役職
ギフ タロウ	●●年●月●日	男	岐阜市都通2丁目19番地	株式会社岐阜市保健所	代表取締役
岐阜 太郎					
ギフ ジロウ	●●年●月●日	男	岐阜市都通2丁目19番地	株式会社岐阜市保健所	取締役
岐阜 次郎					
ナガラ アユコ	●●年●月●日	女	岐阜市司町40番地1	株式会社岐阜市保健所	監査役
長良 鮎子					

※個人営業の場合も記載して添付してください。

個人営業の場合、「法人名」及び「役職」の欄は空欄で構いません。

6 その他市長が必要と認める書類：

(既存建築物を用途変更する場合であって、変更する床面積が 200 m²以下の場合)
建築基準関係規定に適合している旨の建築士による証明書の写し

建築基準関係規定に適合している旨の証明書

旅館業を営業しようとするにあたり、下記の建築物又は建築物の部分（施設）については、
建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定に適合していることを証明します。

施設の名称

岐阜市保健所ホテル

施設の所在地

岐阜市都通2丁目19番地

建築基準法上の用途・規模

変更前の用途： 共同住宅

変更後の用途： 旅館ホテル営業 ・ 簡易宿所営業 ・ 下宿営業

床面積の合計： 180.00 m²

●●年 ●月 ●日

(一級)建築士 (大臣)登録第●●●●●●●●号

建築士の氏名 岐阜 太郎

(一級)建築士事務所 (岐阜県)知事登録第●●●●●●●●号

建築士事務所名 株式会社ギフシティー級建築士事務所

所在地 岐阜市司町40番地1

電話番号 ●●●●-●●●●-●●●●●●

(2) 旅館営業許可等申請事項変更届

様式第8号(第3条関係)

●●年 ●月 ●日

(あて先)岐阜市保健所長

氏名及び住所(法人の場合は、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

株式会社岐阜市保健所
代表取締役 岐阜 太郎
岐阜市都通2丁目19番地

旅館営業許可等申請事項変更届

旅館営業許可申請書
旅館営業承継承認申請書
の記載事項を変更したので、旅館業法施行規則第4条の規定により届け出ます。

営業施設の名称	岐阜市保健所ホテル
営業施設の所在地	岐阜市都通2丁目19番地
変更事項	法人代表者
変更前	代表取締役 井ノ口 一郎
変更後	代表取締役 岐阜 太郎
変更理由	役員改選による
変更期日	●●年 ●月 ●日

登記事項証明書に記載の変更日を記入
(登記日ではない)

添付書類

- 1 法人で定款又は代表者を変更した場合は、登記事項証明書。ただし、3月以内に作成されたものとする。

2 構造設備の変更にあつては、変更後の状況を明らかにした仕様書及び関係図面

(3-1) 旅館営業承継（譲渡）承認申請書

様式第2号の2（第2条の2関係）

●●年 ●月 ●日

（あて先）岐阜市保健所長

<譲受人>

申請者（譲受人）の住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

岐阜市司町40番地1

申請者（譲受人）の氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

株式会社岐阜市役所 代表取締役 井ノ口 花子

申請者（譲受人）の生年月日

<譲渡人>

申請者（譲渡人）の住所

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

岐阜市都通2丁目19番地

申請者（譲渡人）の氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

株式会社岐阜市保健所 代表取締役 岐阜 太郎

旅館営業承継（譲渡）承認申請書

旅館業法（以下「法」という。）第3条の2第1項の規定により、旅館営業者の地位を譲渡により承継したいので、関係書類を添えて承認を申請します。

営業施設の名称	岐阜市保健所ホテル
営業施設の所在地	岐阜市都通2丁目19番地
営業施設に係る許可番号	岐阜市指令保生（許認可）第●●号
営業施設の種別	旅館・ホテル営業
法第3条第2項該当の有無	無
譲渡の予定年月日	●●年 ●月 ●日
参考事項	

添付書類

- 1 旅館業の譲渡を証する書類
- 2 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 3 付近見取図（営業施設の所在地を中心とした半径200メートルの地域内見取図）
- 4 その他市長が必要と認める書類

備考 添付書類3の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

譲渡契約書の写し又は譲渡を証する書類を添付

・業務を行う役員名簿を添付

添付書類 1
旅館営業の譲渡を証する書類

株式会社岐阜市保健所 代表取締役 岐阜 太郎 (譲渡人)

は、

株式会社岐阜市役所 代表取締役 井ノ口 花子 (譲受人)

に対して、次のとおり営業を譲渡することを証します。

・営業施設の名称 : 岐阜市保健所ホテル

・営業施設の所在地 : 岐阜市都通 2 丁目 1 9 番地

・譲渡日 : ●●年 ●月 ●日

○○年 ○月 ○日 (本書類作成日)

【譲渡人】 住所 岐阜市都通 2 丁目 1 9 番地
(法人の場合は主たる事務所の所在地)

氏名 株式会社岐阜市保健所 代表取締役 岐阜 太郎
(法人の場合は名称及び代表者氏名)

印

【譲受人】 住所 岐阜市司町 4 0 番地 1
(法人の場合は主たる事務所の所在地)

氏名 株式会社岐阜市役所 代表取締役 井ノ口 花子
(法人の場合は名称及び代表者氏名)

印

備考 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

添付書類 4

業務を行う役員名簿

フリガナ 氏名	生年月日	性別	住所	法人名	役職
ギフ タロウ	●●年●月●日	男	岐阜市都通2丁目19番地	株式会社岐阜市保健所	代表取締役
岐阜 太郎					
ギフ ジロウ	●●年●月●日	男	岐阜市都通2丁目19番地	株式会社岐阜市保健所	取締役
岐阜 次郎					
ナガラ アユコ	●●年●月●日	女	岐阜市司町40番地1	株式会社岐阜市保健所	監査役
長良 鮎子					

(3-2) 旅館営業承継(相続)承認申請書

様式第5号(第2条の3関係)

●●年 ●月 ●日

(あて先)岐阜市保健所長

氏名及び住所

岐阜 鮎子

岐阜市都通2丁目19番地

旅館営業承継(相続)承認申請書

旅館業法(以下「法」という。)第3条の4第1項の規定により、旅館営業者の地位を相続により承継したいので、関係書類を添えて承認を申請します。

営業施設の名称		岐阜市保健所ホテル
営業施設の所在地		岐阜市都通19番地
営業施設の種別		旅館・ホテル営業
被相続人との続柄		子(長女)
被相続人	住所	岐阜市都通2丁目19番地
	氏名	岐阜 太郎
法第3条第2項該当の有無		無
相続開始年月日		●●年 ●月 ●日
参考事項		

被相続人の
亡くなった日

添付書類

- 1 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員により営業者の地位を承継すべき相続人と選定された者にあつては、その全員の同意書
- 3 付近見取図(営業施設の所在地を中心とした半径200メートルの地域内見取図)
- 4 その他市長が必要と認める書類

・業務を行う役員名簿を添付

備考 営業者から当該旅館業を譲り受けた場合において、添付書類3の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

添付書類 2

様式第 6 号（第 2 条の 3 関係）

同 意 書

●●年 ●月 ●日

（あて先）岐阜市保健所長

住 所 岐阜市都通 2 丁目 1 9 番地

氏 名 岐阜 次郎

印

次のとおり旅館業の営業者の地位を承継することに同意します。

1 旅館

名 称 岐阜市保健所ホテル
所在地 岐阜市都通 2 丁目 1 9 番地

2 被相続人

氏 名 岐阜 太郎
住 所 岐阜市都通 2 丁目 1 9 番地

3 旅館業の営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者

氏 名 岐阜 鮎子
住 所 岐阜市都通 2 丁目 1 9 番地

備考 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

添付書類 3

業務を行う役員名簿

フリガナ 氏名	生年月日	性別	住所	法人名	役職
ギフ アユコ	●●年●月●日	女	岐阜市都通2丁目19番地	個人事業主	—
岐阜 鮎子					

(3-3) 旅館営業承継(合併)承認申請書

様式第3号(第2条の2の2関係)

●●年 ●月 ●日

(あて先)岐阜市保健所長

名称及び代表者の氏名並びに

主たる事務所の所在地

株式会社岐阜市保健所

代表取締役 岐阜 太郎

岐阜市都通2丁目19番地

旅館営業承継(合併)承認申請書

旅館業法(以下「法」という。)第3条の3第1項の規定により、旅館営業者の地位を合併により承継したいので、関係書類を添えて承認を申請します。

営業施設の名称		岐阜市保健所ホテル
営業施設の所在地		岐阜市都通2丁目19番地
営業施設の種別		旅館・ホテル営業
合併により消滅する法人	名称	株式会社岐阜市役所
	代表者氏名	代表取締役 井ノ口 花子
	事務所所在地	岐阜市司町40番地1
法第3条第2項該当の有無		無
合併の予定年月日		●●年 ●月 ●日
参考事項		

添付書類

- 1 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 2 付近見取図(営業施設の所在地を中心とした半径200メートルの地域内見取図)
- 3 その他市長が必要と認める書類

備考 営業者から当該旅館業を譲り受けた場合において、添付書類2の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

・合併契約書の写し又は合併計画書
・業務を行う役員名簿 を添付

添付書類 3

業務を行う役員名簿

フリガナ 氏名	生年月日	性別	住所	法人名	役職
ギフ タロウ	●●年●月●日	男	岐阜市都通2丁目19番地	株式会社岐阜市保健所	代表取締役
岐阜 太郎					
ギフ ジロウ	●●年●月●日	男	岐阜市都通2丁目19番地	株式会社岐阜市保健所	取締役
岐阜 次郎					
ナガラ アユコ	●●年●月●日	女	岐阜市司町40番地1	株式会社岐阜市保健所	監査役
長良 鮎子					

(3-4) 旅館営業承継(分割) 承認申請書

様式第3号の2(第2条の2の2関係)

●●年 ●月 ●日

(あて先)岐阜市保健所長

名称及び代表者の氏名並びに

主たる事務所の所在地

株式会社岐阜市保健所

代表取締役 岐阜 太郎

岐阜市都通2丁目19番地

旅館営業承継(分割) 承認申請書

旅館業法(以下「法」という。)第3条の3第1項の規定により、旅館営業者の地位を分割により承継したいので、関係書類を添えて承認を申請します。

営業施設の名称		岐阜市保健所ホテル
営業施設の所在地		岐阜市都通2丁目19番地
営業施設の種別		旅館・ホテル営業
分割 前の 法人	名称	株式会社岐阜市役所
	代表者 氏名	代表取締役 井ノ口 花子
	事務所 所在地	岐阜市司町40番地1
法第3条第2項 該当の有無		無
分割の予定年月日		●●年 ●月 ●日
参考事項		

添付書類

- 1 分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 2 付近見取図(営業施設の所在地を中心とした半径200メートルの地域内見取図)
- 3 その他市長が必要と認める書類

・分割契約書の写し又は分割計画書
・業務を行う役員名簿 を添付

備考 営業者から当該旅館業を譲り受けた場合において、添付書類2の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

添付書類 3

業務を行う役員名簿

フリガナ 氏名	生年月日	性別	住所	法人名	役職
ギフ タロウ	●●年●月●日	男	岐阜市都通2丁目19番地	株式会社岐阜市保健所	代表取締役
岐阜 太郎					
ギフ ジロウ	●●年●月●日	男	岐阜市都通2丁目19番地	株式会社岐阜市保健所	取締役
岐阜 次郎					
ナガラ アユコ	●●年●月●日	女	岐阜市司町40番地1	株式会社岐阜市保健所	監査役
長良 鮎子					

(4) 旅館営業停止届

様式第9号(第3条関係)

●●年 ●月 ●日

(あて先)岐阜市保健所長

氏名及び住所(法人の場合は、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

株式会社岐阜市保健所
代表取締役 岐阜 太郎
岐阜市都通2丁目19番地

旅館営業停止届

旅館営業の全部(一部)を停止したので、旅館業法施行規則第4条の規定により届け出ます。

営業施設の名称	岐阜市保健所ホテル
営業施設の所在地	岐阜市都通2丁目19番地
停止理由	内装工事のため
停止期間	●●年 4月 1日から ●●年 4月 30日まで
一部停止した場合は、停止箇所	—

(5) 旅館営業廃止届

様式第10号(第3条関係)

●●年 ●月 ●日

(あて先)岐阜市保健所長

氏名及び住所(法人の場合は、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

株式会社岐阜市保健所
代表取締役 岐阜 太郎
岐阜市都通2丁目19番地

旅館営業廃止届

旅館営業を廃止したので、旅館業法施行規則第4条の規定により届け出ます。

営業施設の名称	岐阜市保健所ホテル
営業施設の所在地	岐阜市都通2丁目19番地
廃止理由	施設老朽化のため
廃止年月日	●●年 ●月 ●日

添付書類 営業許可書

営業許可書を紛失した場合は、
その旨を空きスペースに記入

備考 営業者が死亡又は解散した場合は、戸籍法(昭和22年法律第224号)第87条に規定する届出義務者又は清算人が届け出るものとする。

8 旅館業における主な関連機関連絡先

問い合わせ事項	担当課	電話番号
消防法令に関すること	岐阜北消防署 岐阜中消防署 岐阜南消防署	058-231-5308 058-262-7166 058-272-2012
用途地域・地区計画に関すること	岐阜市都市建設部都市計画課	058-265-3906
建築基準法に関すること	岐阜市まちづくり推進部建築指導課	058-214-4509
ラブホテルの規制に関すること	岐阜北警察署 岐阜中警察署 岐阜南警察署	058-233-0110 058-263-0110 058-276-0110
専用水道・貯水槽水道に関すること	岐阜市保健所生活衛生課	058-252-7195
施設の排水規制に関すること	岐阜市環境部環境保全課	058-214-2153
施設の排水を下水道に放流する場合	岐阜市上下水道事業部水質管理課	058-259-7521
住宅宿泊事業法に関すること	岐阜保健所	058-380-3001
宿泊税に関すること	岐阜市財政部税制課	058-265-3908

岐阜市公式 HP からでもオンラインの申請・届出ができます。



旅館業に関するお問い合わせ・ご相談

岐阜市保健所 生活衛生課 環境監視係

〒500-8309 岐阜市都通2丁目19番地

TEL 058-252-7195

e-mail: s-eisei@city.gifu.gifu.jp

